

質問項目		回答
1. 総論		
1	今回の対策を実施する期間は？	<p>令和3年7月12日(月)(0時)から 令和3年7月31日(土)(24時)までです。</p> <p>【兵庫県の過去の緊急事態措置等】 緊急事態措置 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 令和3年4月25日～令和3年6月20日 まん延防止等重点措置 令和3年4月5日～令和3年4月24日 令和3年6月21日～令和3年7月11日</p>
2	対象地域は？	<p>兵庫県全域です。</p> <p>ただし、地域によって要請内容(要請する営業時短)が異なります。 〔20:30までの営業時短〕 神戸市 阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市) 阪神北地域(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 明石市 〔21:30までの営業時短〕 東播磨地域(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町) 北播磨地域(西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町) 中播磨地域(姫路市、神河町、市川町、福崎町) 西播磨地域(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町) 但馬地域(豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町) 丹波地域(丹波篠山市、丹波市) 淡路地域(洲本市、南あわじ市、淡路市)</p>
3	地域によって要請内容が異なる理由は？	<p>地域での新規感染者の状況や、同一交流圏である大阪との地理的な近接性、通勤、交流などを考慮し、神戸市、阪神南・北地域、明石市については、20時30分までの時短を要請しています。</p>
4	期間終了後の8月1日以降はどうなるのか？	<p>まずは感染リバウンドを防止する対策を実施した上で、今後の感染状況等を踏まえた対応を検討することになります。</p>
5	なぜまん延防止等重点措置が解除されたのに、営業時間の短縮等を続けるのか？	<p>東京・大阪等での感染増加や変異株への警戒が必要なことなどから、飲食店等の営業時間の短縮、事業所・施設等での感染防止等の徹底などリバウンドさせないよう取り組むことが重要と考えています。ご理解、ご協力をお願いします。</p>
2. 7月12日からの感染リバウンド防止対策に伴う、対策の変更点について		
1	飲食店に対する要請内容は？	<p>飲食店等への営業時間短縮要請は、以下のとおりです。</p> <p>【神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市】 ・5時～20時30分までの営業時間短縮を要請 ・酒類提供は11時～19時30分</p> <p>【東播磨(明石市除く)・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】 ・5時～21時30分までの営業時間短縮を要請 ・酒類提供は11時～20時30分</p> <p>【共通】 ・酒類提供の場合、 ①アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保) ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨 ④換気の徹底 ⑤同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内 上記①～⑤(以下『一定の要件』)を満たすことの協力要請 ・カラ設備の利用自粛の協力依頼(飲食を主として業としている店舗及び結婚式場) ・感染対策の徹底</p> <p>上記に加え、全ての飲食店に対し、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用して、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」となるよう、要請しています。</p> <p>※酒類の提供には、利用者による店内への酒類持込みを含みます。</p>

2	<p>多数利用施設の取扱いの変更点は？</p>	<p>県全域で、施設の規模によらず、時短の協力依頼を行います。</p> <p>【神戸市、阪神南・阪神北地域、明石市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20時30分までの営業時間短縮の協力依頼 ・ 酒類提供は11時～19時30分 ・ イベント開催及び映画上映の場合は、21時までの営業時間短縮を要請 <p>【東播磨（明石市除く）・北播磨・中播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21時30分までの営業時間短縮を要請 ・ 酒類提供は11時～20時30分 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 酒類提供の場合、 <ul style="list-style-type: none"> ① アクリル板等の設置（又は座席の間隔(1m以上)の確保) ② 手指消毒の徹底 ③ 食事中以外のマスク着用の推奨 ④ 換気の徹底 ⑤ 同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内 <p>上記①～⑤(以下『一定の要件』)を満たすことの協力要請</p>
3	<p>イベントの取扱いの変更点は？ また、何を要請しているのか？</p>	<p>開催の目安等を以下のとおりとしています。</p> <p>○ 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの → 「収容定員100%以内の人数」、 「上限人数5,000人以下又は収容定員の50%以内（≦10,000人）のいずれか大きい方」 のいずれか小さい方</p> <p>○ 大声での歓声・声援等が想定されるもの → 「収容定員50%以内の人数(*)」、 「上限人数5,000人以下又は収容定員の50%以内（≦10,000人）のいずれか大きい方」 のいずれか小さい方 (*)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設ける必要なし (収容定員が50%を超える場合がある)</p> <p>また、以下のことを要請しています。</p> <p>○ 収容定員が設定されていない場合は、人との十分な距離(1m)の確保</p> <p>○ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討すること</p> <p>○ 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底し、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること</p> <p>○ 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底すること</p> <p>○ 21時までの営業時間短縮 ※ オンライン配信の場合は、営業時間短縮は不要</p>
<p>3. 外出自粛について</p>		
1	<p>外出自粛について、要請内容は？何に基づくものか？</p>	<p>以下のことを要請しています。（特措法第24条第9項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染拡大地域への不要不急の往来及び県境を越えた不要不急の往来を自粛すること ② 時短要請時間外に飲食店等に入りしめないこと ③ 感染リスクの高い施設（業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用を自粛すること ④ 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること
2	<p>要請に応じなかった場合、罰則はあるか？</p>	<p>罰則適用はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。</p>

4. イベント（催物）について		
1	イベント開催に当たって、県などに事前の相談をする必要があるのか？	全国的な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合には、開催要件や感染防止対策等について県の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へ、事前に相談いただくよう要請しています。 詳しくは、以下のホームページをご確認ください。 「イベント開催にあたっての方針」 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/daikiboibennto.html
2	要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則適用はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。
5. 施設の使用制限について		
1	「生活必需物資」の範囲は？	生活必需物資とは、食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料または化粧品等を指します。 具体的な店舗には、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、ベビー用品店、化粧品小売店等が該当します。
2	ライブハウスは遊興施設に分類されているが、劇場等と同様に無観客・オンライン配信はしてもよいのか？	劇場等と同様に無観客でのオンライン配信は、営業時間短縮要請の対象ではありません。
3	自動車修理工場は時短要請の対象となるのか？	「修理等のサービス」は「生活必需サービス」にあたるため、時短要請の対象にはなりません。
6. 飲食店への要請について		
1	飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。 コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類提供の時短等をお願いしています。
2	酒類提供が禁止されている時間帯に、飲食店に利用者が酒類を持ち込んで飲酒することは許容されるのか。	飲食店への利用者による酒類の持込みについても、禁止するようお願いしています。
3	カラオケ設備を利用しても良いのか？	カラオケボックス等（個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設）は利用して差し支えありませんが、その他の店舗（例：カラオケ喫茶）などはカラオケ設備の利用自粛の協力を依頼します。
4	『一定の要件』で、同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とされている。接待を伴う飲食店において、同一テーブルの4人の利用客に接待をする者が同席できるのか？	感染予防の観点から、接待をする方を含めて同一テーブルで4人以内の利用をお願いします。
5	酒類を提供しない場合でも同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内なのか。	県では、酒類の提供の有無に関わらず、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が同居家族や介護者等を除き4人以下の単位とすることを要請しています。
7. その他		
1	路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	県では、特措法第24条第9項に基づき、路上等での飲酒を行わないよう要請しています。これに違反しても罰則の適用はありませんが、店先・路上・公園等での飲酒は感染リスクが高い行動ですので、やめて頂きますようご協力をお願いします。